

平成十年法務省令第三十九号

大正十年法務省令第三十九号

動産・債権譲渡登記規則
債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第二百四号)第五条第一項第六号、第七条第三項第二号及び第九条の規定(同法第十条第一項において準用する場合を含む。)並びに債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)第四条第二項及び第三項、第七条第一項及び第三項第三号、第九条及び第十九条の規定に基づき、債権譲渡登記規則を次のように定め
る。

目次

第二章

卷二

第四

第五章

附錄

渡

重慶

第一条

二
九

申請書

面
第

ひに第

四
条
第

遇
行
客

第七条

三
妙
体
の

(裁判)

二三

を送付

されば

動
產
記

第三条

登記簿

譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイルをいう。(以下同じ。)の記録の全部又は一部が滅失したときは、登記官は、遅滞なく、その事由、年月日及び滅失した動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録その他令第三条の処分をするのに必要な事項を記載し、かつ、回復登記の期間を予定し、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に申報しなければならない。

2 法務局又は地方法務局の長が前項の申報を受けたときは、相当の調査をした後、法務大臣に具申しなければならない。

(動産譲渡登記ファイル等の調製方法)

第三条の二 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに登記事項概要ファイルは、その記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するものとする。

(副記録)

第四条 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項と同一の事項を記録する副記録を備えなければならない。

1 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によって登記の事務を行なうことができないときは、前項の副記録によつてこれを行なうことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項とみなす。

2 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によつて登記の事務を行なうことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項とみなす。

3 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によつて登記の事務を行うことができるようになつたときは、直ちに、前項の規定により副記録に記録した事項を動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録しなければならない。

五 登記事務日記帳
六 登記事項概要証明書等用紙管理簿
七 決定原本つづり込み帳
八 審査請求書類等つづり込み帳
九 再使用証明申出書類つづり込み帳
十 登録免許税関係書類つづり込み帳
十一 記録不能通知書つづり込み帳
十二 統計表つづり込み帳
十三 雜書つづり込み帳

2 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。

一 登記申請書類つづり込み帳 登記申請書類及びその添付書面、許可書、取下書その他の附属書類

二 証明書交付申請書等つづり込み帳 登記申請事件以外の事件の申請書及びその添付書面（登記事項証明書の交付の申請書に係るものに限る。）

三 決定原本つづり込み帳 申請を却下した決定に係る決定書の原本

四 審査請求書類等つづり込み帳 審査請求書その他の審査請求事件に関する書類

五 再使用証明申出書類つづり込み帳 登録免許法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十一条第三項に規定する登録免許税の領收証書又は印紙の再使用的申出に関する書類

六 登録免許税関係書類つづり込み帳 登録免許法第二十八条第一項の通知に関する書類の写し、同法第三十一条第一項の通知に関する書類の写し、同条第二項及び第六項の請求に関する書類並びに同条第五項に規定する申出に関する書類（添付書類を含む。）

七 記録不能通知書つづり込み帳 記録不能通知書（法第十二条第二項（法第十四条第一項において準用する場合を含む。）又は令第四条第二項、第十二条第二項（令第十三条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第一項の通知に係る記録をすることができない旨の通知書をいう。）

八 統計表つづり込み帳 登記事件及び登記以外の事件に係る各種の統計表

九 雜書つづり込み帳 他の帳簿につづり込みまない書類

二 登記事務日記帳 受付帳その他の帳簿に記載しない書類の発送及び受領に関する事項

三 登記事項概要証明書等用紙管理簿 登記事項概要証明書及び登記事項証明書の作成に使用する用紙の管理に関する事項

七条第一項の電磁的記録媒体（以下「記録等」という。）の保存期間は、当該各号に定めるところとする。

一 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに登記事項概要ファイルの記録（次号及び第三号の記録を除く。）永久

二 閉鎖登記ファイルの記録 閉鎖した日から十年間

三 閉鎖した登記事項概要ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間

四 受付帳の記録 当該年度の翌年から五年間

五 登記申請書等 受付の日から五年間

六 令第七条第一項及び第十四条第三項の電磁的記録媒体の記録 受付の日から一年間

七 登記申請事件以外の事件の申請書類 受付の日から一年間

八 登記関係帳簿保存簿 作成の時から三十年間

九 登記事務日記帳 作成した年の翌年から一年間

十 登記事項概要証明書等用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間

十一 決定原本つづり込み帳 これにつづり込まれた決定書に係る決定の翌年から五年間

十二 審査請求書類等つづり込み帳 これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間

十三 再使用証明申出書類つづり込み帳 作成した年の翌年から五年間

十四 登録免許税関係書類つづり込み帳 作成した年の翌年から五年間

十五 記録不能通知書つづり込み帳 作成した年の翌年から一年間

十六 統計表つづり込み帳 作成した年の翌年から三年間

十七 雜書つづり込み帳 作成した年の翌年から

きは、譲渡人又は質権設定者の代表者の印鑑の証明書であつて登記所が作成したものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十二条別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、譲受人又は質権者の印鑑の証明書であつて市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十二条第一項第二号において同じ。)の作成したものとし、(法人にあつては、代表者の印鑑の証明書であつて登記所が作成したもの)

(登記番号)

第十五条 登記番号は、受付の順序に従つて付きあつて登記所が作成したもの。

第十六条 登記をするには、次に掲げる事項をも

動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録しなければならない。

2 登記番号は、一年ごとに更新しなければなら

ない。(登記の方法)

第十七条 登記をするには、次に掲げる事項をも

動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に記録しなければならない。

一 令第七条第二項第一号及び第四号に掲げる

事項

二 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に記録され

た事項

三 動長登記等にあつては、令第七条第六項第一

号及び第二号に掲げる事項

四 登記の時刻

二 電磁的記録媒体等に記録された事項を動産譲

渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記

録するには、当該電磁的記録媒体等を用いてし

なればならない。

(申請人への通知)

第十七条 登記官は、次の各号に掲げる登記をし

たときは、譲受人又は質権者(抹消登記にあつ

ては、譲渡人又は質権設定者)に対し、当該各

の登記申請書に、通の添付書面の原本を添付す

れば足りる。

前項の場合は、他の登記申請書に添

付書面の原本の写しに相違ない旨を記載した

本を添付しなければならない。

(登記申請書の受付)

第十四条 令第九条の受付は、電磁的記録媒体を

もつて調製する受付帳に登記の種類、申請人の

氏名(法人にあつては、商号又は名称)、受付

の年月日及び受付番号を記録し、申請書に受付

の年月日及び受付番号を記載してしなければな

らない。

2 受付番号は、一日ごとに更新しなければなら

ない。

3 登記官は、令第七条第五項の登記申請書の受

付をしたときは、遅滞なく、令第十八条第一項

の規定による閲覧に供するため、令第七条第三

項各号に掲げる事項及び第十二条第二項に規定

する事項に係る情報を電磁的記録媒体に記録し

なければならない。

(登記番号)

第十五条 登記番号は、受付の順序に従つて付き

あつて登記所が作成したもの。

五 延長登記等(令第七条第一項の延長登記等

をいう。以下同じ。)の申請をする場合にお

いて、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権

者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲

渡登記ファイルに記録された表示と異なると

きは、登記事項証明書その他のその変更を証

する書面

登記申請書に執行力のある判決の正本又は謄

本を添付したときは、前項第三号又は第四号の

書面を提出することを要しない。

3 令第八条第一号に掲げる書面(登記されてい

ない法人の代表者の資格を証する書面に限る。)

若しくは同条第二号に掲げる書面で官庁若しく

は公署の作成したもの又は第一項第一号、第三

号若しくは第四号に掲げる書面は、その作成後

三月以内のものに限る。

(添付書面の一部省略)

第十三条の二 同一の登記所に對して同時に数個

の申請をする場合において、各登記申請書の添

付書面に内容の同一のものがあるときは、一個

の登記申請書に、通の添付書面の原本を添付す

れば足りる。

2 前項の場合においては、他の登記申請書に添

付書面の原本の写しに相違ない旨を記載した

本を添付しなければならない。

(添付書面の一部省略)

第十三条の二 同一の登記所に對して同時に数個

の申請をする場合において、各登記申請書の添

付書面に内容の同一のものがあるときは、一個

の登記申請書に、通の添付書面の原本を添付す

れば足りる。

2 前項の場合においては、他の登記申請書に添

付書面の原本の写しに相違ない旨を記載した

本を添付しなければならない。

(添付書面の一部省略)

第十四条 第二項第一号、第二号、第四号、第七号及び

二 債権譲渡登記等 登記の目的、法第八条第

二項第一号(法第七条第二項第三号に係る部

分を除き、法第十四条第一項において準用す

る場合を含む。)、第二号及び第三号(これら

の規定を法第十四条第一項において準用する

場合を含む)に掲げる事項並びに譲渡に係

る債権又は質権の目的とされた債権の個数

の規定による閲覧に供するため、令第七条第三

項各号に掲げる事項及び第十二条第二項に規定

する事項に係る情報を電磁的記録媒体に記録し

なければならない。

(登記番号)

第十五条 登記番号は、受付の順序に従つて付き

あつて登記所が作成したもの。

五 延長登記等(令第七条第一項の延長登記等

をいう。以下同じ。)の申請をする場合にお

いて、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権

者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲

渡登記ファイルに記録された表示と異なると

きは、登記事項証明書その他のその変更を証

する書面

登記申請書に執行力のある判決の正本又は謄

本を添付したときは、前項第三号又は第四号の

書面を提出することを要しない。

2 前項の場合においては、他の登記申請書に添

付書面の原本の写しに相違ない旨を記載した

本を添付しなければならない。

(添付書面の一部省略)

第十六条 登記をするには、次に掲げる事項をも

動産譲渡登記又は債権譲渡登記ファイルに記

録しなければならない。

2 登記番号は、一年ごとに更新しなければなら

ない。(登記の方法)

第十七条 登記をするには、次に掲げる事項をも

動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に記録され

た事項

三 動長登記等にあつては、令第七条第六項第一

号及び第二号に掲げる事項

四 登記の時刻

二 電磁的記録媒体等に記録された事項を動産譲

渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記

録するには、当該電磁的記録媒体等を用いてし

なればならない。

(申請人への通知)

第十七条 登記官は、次の各号に掲げる登記をし

たときは、譲受人又は質権者(抹消登記にあつ

ては、譲渡人又は質権設定者)に対し、当該各

の登記申請書に、通の添付書面の原本を添付す

れば足りる。

前項の場合は、他の登記申請書に添

付書面の原本の写しに相違ない旨を記載した

本を添付しなければならない。

(添付書面の一部省略)

第十四条 令第九条の受付は、電磁的記録媒体を

もつて調製する受付帳に登記の種類、申請人の

氏名(法人にあつては、商号又は名称)、受付

の年月日及び受付番号を記録し、申請書に受付

の年月日及び受付番号を記載してしなければな

らない。

2 受付番号は、一日ごとに更新しなければなら

ない。

3 登記官は、令第七条第五項の登記申請書の受

付をしたときは、遅滞なく、令第十八条第一項

の規定による閲覧に供するため、令第七条第三

項各号に掲げる事項及び第十二条第二項に規定

する事項に係る情報を電磁的記録媒体に記録し

なければならない。

(登記番号)

第十五条 登記番号は、受付の順序に従つて付き

あつて登記所が作成したもの。

五 延長登記等(令第七条第一項の延長登記等

をいう。以下同じ。)の申請をする場合にお

いて、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権

者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲

渡登記ファイルに記録された表示と異なると

きは、登記事項証明書その他のその変更を証

する書面

登記申請書に執行力のある判決の正本又は謄

本を添付したときは、前項第三号又は第四号の

書面を提出することを要しない。

2 前項の場合においては、他の登記申請書に添

付書面の原本の写しに相違ない旨を記載した

本を添付しなければならない。

(添付書面の一部省略)

第十六条 登記をするには、次に掲げる事項をも

動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に記録され

た事項

三 動長登記等にあつては、令第七条第六項第一

号及び第二号に掲げる事項

四 登記の時刻

二 電磁的記録媒体等に記録された事項を動産譲

渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記

録するには、当該電磁的記録媒体等を用いてし

なればならない。

(申請人への通知)

第十七条 登記官は、次の各号に掲げる登記をし

たときは、譲受人又は質権者(抹消登記にあつ

ては、譲渡人又は質権設定者)に対し、当該各

の登記申請書に、通の添付書面の原本を添付す

れば足りる。

前項の場合は、他の登記申請書に添

付書面の原本の写しに相違ない旨を記載した

本を添付しなければならない。

(添付書面の一部省略)

第十八条 法第十二条第二項第一号から第四号まで(これら

の規定を法第十四条第一項において準用する

場合を含む)に掲げる事項並びに譲渡に係

る債権又は質権の目的とされた債権の個数

の規定による閲覧に供するため、令第七条第三

項各号に掲げる事項及び第十二条第二項に規定

する事項に係る情報を電磁的記録媒体に記録し

なければならない。

(登記番号)

第十九条 法第十二条第三項(法第十四条第一

項において準用する場合を含む。)に掲げる事項

において準用する場合は、譲渡人又は質権設定者に係るも

のに限る。)とする。

(登記事項概要ファイルへの記録事項)

第十九条 登記番号は、受付の順序に従つて付き

あつて登記所が作成したもの。

二 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に記録し

た事項

三 動長登記等にあつては、令第七条第六項第一

号及び第二号に記録した年月日及び登記官の識別

番号をも登記事項概要ファイルに記録しなけれ

ばならない。

(申請の却下の方程式)

第二十条 令第十一條の決定は、書面でしなけれ

ばならない。

二 動産譲渡登記 登記の目的並びに法第七条

第二項第一号、第二号、第四号、第七号及び

二 債権譲渡登記等 登記の目的、法第八条第

二項第一号(法第七条第二項第三号に係る部

分を除き、法第十四条第一項において準用す

る場合を含む。)、第二号及び第三号(これら

の規定を法第十四条第一項において準用する

場合を含む)に掲げる事項並びに法第七条第二項第一号から第四号まで(これら

の規定を法第十四条第一項において準用する

<p

2 第二条 この省令による改正後の動産・債権譲渡登記規則（次項及び第四項において「新規則」という。）の規定は、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。

3 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の債権譲渡登記規則の規定による処分、手続その他他の行為は、新規則の適用については、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。

4 譲渡人等の登記記録中債権譲渡登記区の記録（閉鎖された事項を含む。）は、この省令の施行の日をもつて当該譲渡人等の債権譲渡登記事項概要ファイルとし、本店等所在地法務局等の登記官は、当該譲渡人等の登記記録に記録されている商号又は名称及び本店等の登記事項を当該債権譲渡登記事項概要ファイルに記録するものとする。

4 この省令の施行の際現に改正法による改正前の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第九条第二項に規定する事務について

商号又は名称、本店又は主たる事務所及び代表者の氏名)
二 予納台帳番号
三 請求に係る金額
四 年月日
五 登記所の表示

(施行期日)
第九九号 (平成一七年九月三〇日法務省令)

第一条 この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(次条第四項において「改正法」という。)の施行の日(平成十七年十月三日)から施行する。

(経過措置)

第十六条第四項の予納届に係る予納台帳の記録簿及び予納届書並びに予納台帳に係る申請書類の保存については、この省令による改正前の債権譲渡登記規則第五条第八号及び第九号の規定は、なおその効力を有する。

第三条 改正政令附則第三条第一項の規定による請求は、書面でしなければならない。

前項の書面には、改正政令附則第三条第二項に規定する金額の全部の返還を請求する旨及び次に掲げる事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならぬ。

政令（平成十七年政令第二百九十四号）附則第二条第三項の規定により読み替えて適用される」と、『閉鎖された記録』とあるのは「現に効力を有しない登記事項」と、新規則第七条及び前項中「記録する」とあるのは「記載する」と、新規則第十九条第二項及び同条第三項中「記録した」とあるのは「記載した」と、同条第二項中「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、新規則第二十一条及び第二十三条第一項中「概要記録事項証明書」とあるのは「登記事項概要簿の謄本」と、前項中「登記記録申債権譲渡登記区の記録（閉鎖された事項）」とあるのは「登記用紙中記載事項のある債権譲渡登記欄（閉鎖されたもの）」と「債権譲渡登記事項概要簿」ファイル」とあるのは「債権譲渡登記事項概要簿」と、「登記用紙に記録されている」とあるのは「登記用紙に記載されている」とする。

附 則（平成一八年二月三日法務省令第九号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年二月九日法務省令第十五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日法務省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条中動産・債権譲渡登記規則第二十五条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成一〇年五月一日法務省令第三三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月一五日法務省令第十五号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年四月一日法務省令第四条）

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）

第四条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三百八十二条の規定及び特

（施行期日）
附 則（平成二十三年八月二六日法務省令第二五号）抄

（施行期日）
附 則（平成二十四年三月八日法務省令第三号）抄

（施行期日）
附 則（平成二六年五月二三日法務省令第二三三号）抄

（施行期日）
附 則（平成二七年一二月四日法務省令第五一号）抄

（施行期日）
附 則（平成二八年三月二十四日法務省令第一三号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（令和元年六月二八日法務省令第一三号）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（令和元年一二月一三日法務省令第四七号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

（施行期日）
附 則（令和三年六月一日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月二〇日法務省令第三号）

別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（平成二十三年政令第六号）附則第二条の規定により手数料を收取印紙又は登記印紙をもって納付するときは、收取印紙又は登記印紙を請求書、嘱託書又は申請書に貼つてしなければならない。

（施行期日）
1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。
**附 則（令和六年四月二二日 法務省令第
三二号）抄**

（施行期日）
1 この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定（商業登記規則第三十二条の改正規定を除く。）、第四条の改正規定、第五条の改正規定（動産・債権譲渡登記規則第三十二条の二の改正規定を除く。）、第六条の改正規定、第九条から第十二条までの改正規定、第十三条の改正規定（船舶登記規則第四十九条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十四条の改正規定（農業用動産抵当登記規則第四十条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。